

平成30年度

## さが農村ビジネスサポート事業 (農村ビジネス整備対策)

応募の受け付けは

3月26日～5月10日

### 農村ビジネス関連施設の整備等をサポートします！

佐賀県の優れた魅力を磨き上げ、その情報を発信し、農村部への新しい人の流れをつくるため、積極的に活動する農林漁業者等を支援します。

※農村ビジネス：農産物直売所、体験・観光農園、農林漁家レストラン等の農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネス

#### 5 農林漁家レストランの整備

##### 【対象者】

農林漁業者、農林水産業を営む法人、2戸以上の農林漁業者の組織する団体 等

##### 【対象となる経費】

農林漁家レストランを新設するのに必要な経費

##### 【対象となる取組】

農林漁家レストランの建築、農林漁家レストランとして活用するための既存施設の改修、農林漁家レストラン運営に必要な調理場等の設置 等

##### 【補助率】

1/2以内(5,000千円を上限)

※5名以上の常時雇用を行う場合は、2/3以内(10,000千円を上限)

臨時雇用の場合は、延べ240人・日を常時雇用1名として算定

#### 7 農林漁家民宿の整備

##### 【対象者】

グリーン・ツーリズム協議会等の団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体

##### 【対象となる経費】

農林漁家民宿の整備に必要な経費

##### 【対象となる取組】

改修費(トイレ、洗面所、浴室、調理場に限り)安全対策に必要な資材(防火カーテン、誘導灯等)の整備 等

##### 【補助率】

1/2以内(5,000千円を上限)

#### 6 体験・観光農園、体験施設及び市民農園の整備

##### 【対象者】

農林業者、農林業を営む法人、2戸以上の農林業者の組織する団体 等

##### 【対象となる経費】

体験・観光農園、体験施設及び市民農園を整備するのに必要な経費

##### 【対象となる取組】

トイレの設置、手洗い場の整備(ただし、井戸の掘削は除く)、休憩小屋の建設、体験施設の建設費 等

##### 【補助率】

1/2以内(5,000千円を上限)

#### 8 6次産業化関連設備等の整備

##### 【対象者】

農林業者、農林業を営む法人、2戸以上の農林業者で組織する団体 等

##### 【対象となる経費】

農林産物の新たな加工品開発に取り組むために必要な経費

##### 【対象となる取組】

加工品の製造に必要な機械・施設の整備 等(ただし、既存の機械施設の更新は不可)

##### 【補助率】

1/2以内(5,000千円を上限)

○本事業は「さが食・農・むら特別サポーターに登録し、年2回以上情報提供(ブログ投稿)を行うこと」を要件としていますので、HP「さが農村ひろば」の登録フォームで登録してください。事業申請書の提出時に、登録が完了したことが確認できる書類(登録完了のメールなど)を提出してください。

○支援対象者は、書類審査にて選定します。

○下記HPから申込書をダウンロードし、必要事項に記入のうえ、所轄の**農林事務所農政課**に提出してください。各市町の所轄農林事務所については、「書類提出・問い合わせ先一覧(別紙1)」を御確認ください。

○事業の詳細については、県HP <http://www.pref.saga.lg.jp>掲載の「実施要領」、「交付要綱」を御確認ください。(トップページ>しごとと産業>農林水産業>募集)